

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

1990年に、国が「生涯学習の振興のための施策の推進体制などの整備に関する法律」に、生涯学習を行政で進めていくことを位置づけて30年以上が経ち、生涯学習という言葉の普及とともに、さまざまな学びに親しむ人が増えました。また、人々が学んでいる内容や学ぶ環境、スタイルなどは、時代とともに変化しています。

そのような中、国は、2040年以降の社会を見据えた「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング[※]の向上」を計画のコンセプトとしている、「第4期教育振興基本計画」を2023年6月に閣議決定しました。

この計画には、グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進、地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進など今後の教育政策に関する基本的な方針が示されています。

神栖市では2021年に、「第2次生涯学習推進計画」を策定し、目指す姿『学びでつながるひとづくり 学びをいかすまちづくり』という基本的な考えのもと、「未来を担うひとづくり」「学びを支える環境づくり」「学びでつながる仲間づくり」の3つを基本目標に掲げ、生涯学習に関する取り組みを進めてきました。

計画策定から5年が経過し、「第2次生涯学習推進計画（後期計画）」（以下「本計画」という）を国や県の動向を踏まえつつ、前期計画の検証を行いながら、今後、市として市民の生涯学習活動をどのようにサポートしていくのかを改めて検討し、本計画の見直しを行いました。

その際、目指す姿及び基本目標は、後期計画にも継承し、庁内各部署との協議に加え、市民の代表で構成した「生涯学習推進会議」から、さまざまな意見をいただきながら策定しました。

[※]ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

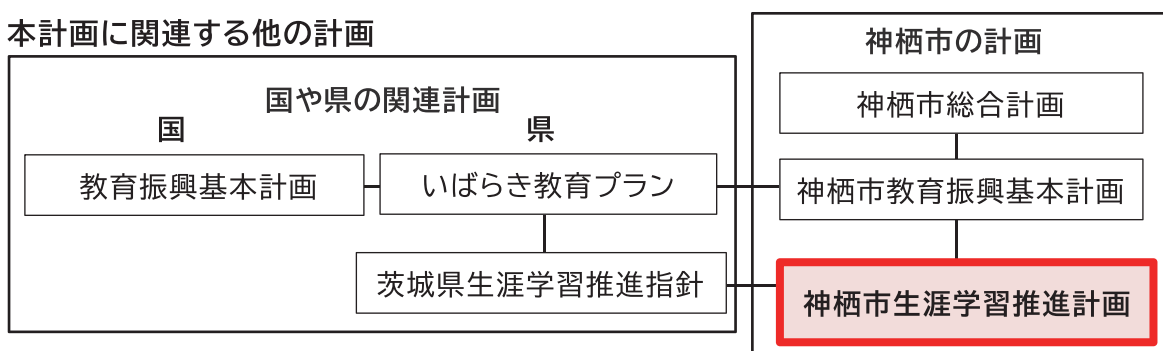
2 計画の位置づけと範囲

(1) 計画の位置づけ

本計画は、生涯学習に関する上位計画として、国の「教育振興基本計画」、県の「生涯学習推進指針」や「いばらき教育プラン」との整合性を踏まえた内容としています。

また、本市のまちづくりの上位計画である「神栖市総合計画」、教育部門における中心的な計画である「神栖市教育振興基本計画」や教育に関する他の個別計画との整合性を踏まえた内容としています。

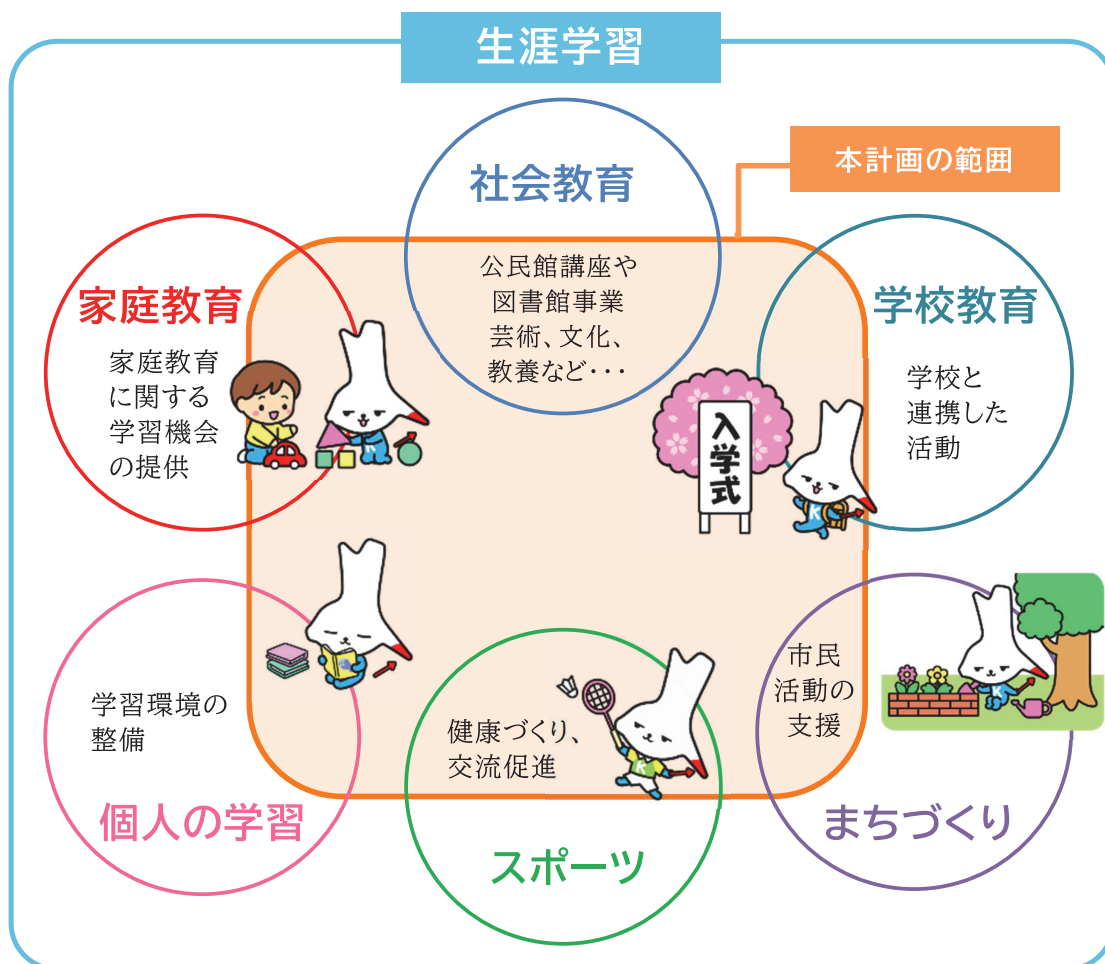
本計画に関連する他の計画



(2) 計画の範囲

生涯学習には、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、企業内教育、ボランティア活動、まちづくりやひとづくりにつながる活動なども含まれ、学び方も、人から教えてもらうものだけでなく、独学や個人で行う趣味の活動も該当します。

本市では、学校教育は「学校教育課程」、スポーツ全般は「スポーツ振興基本計画」に基づいて取り組みを進めていることを踏まえ、本計画に掲載する事業については、次のような範囲を基本とします。



3 計画とSDGs(持続可能な開発目標)

SDGs(Sustainable Development Goals)は、2015年9月に開催された国連サミットで採択されたもので、2030年までに「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指すために掲げた世界共通の目標です。

持続可能な世界の実現のために、「17の目標」と、それらを達成するための「169のターゲット(具体目標)」から構成されています。「17の目標」のうち、教育は目標4「質の高い目標をみんなに」に位置付けられ、「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」が掲げられており、生涯学習の促進が達成すべき目標とされています。

また、その他にも、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の目標達成に対する貢献が期待されます。

本計画では、「神栖市総合計画」のSDGsを推進していく方針に沿って、新たにSDGsの視点も組み入れた計画としています。



4 計画の期間

2021年度から2030年度までの10年間を本計画の期間とします。

なお、目指す姿や基本目標については、2030年度を目標とした内容とし、生涯学習推進のための具体的方策に位置づけている施策や具体的な取り組み内容については、計画期間の前半が終了する2025年度に後期分の見直しを行いました。

本計画の期間

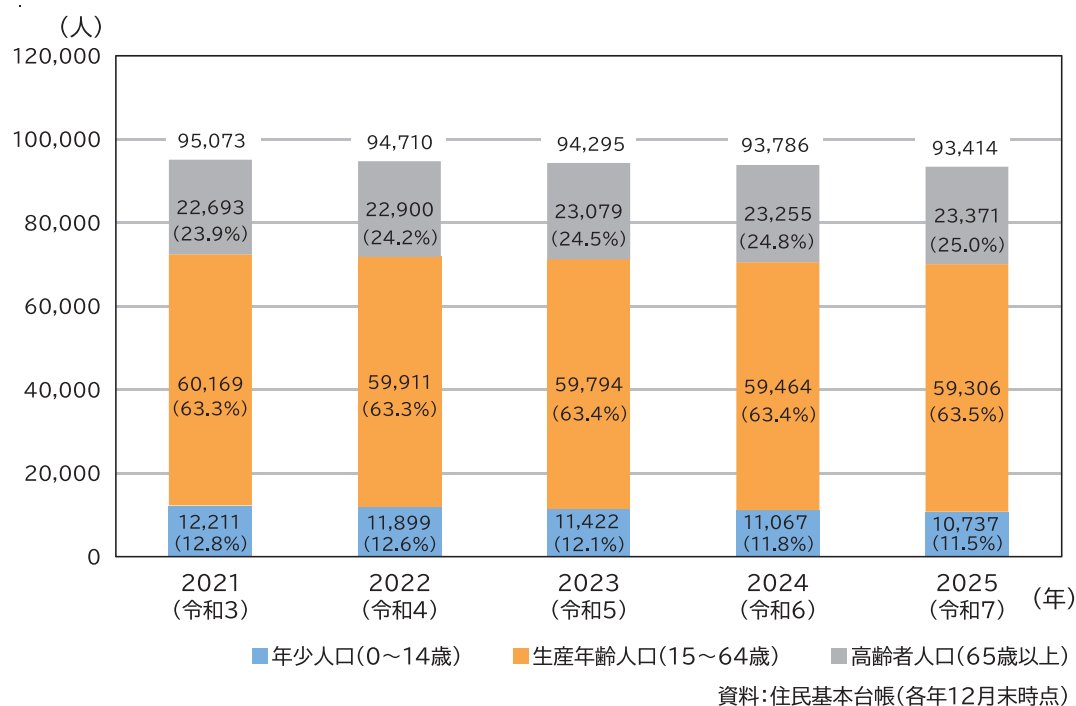
年 度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
目指す姿										
基本目標	2030年度を目標とした内容									
施策										
取り組み	2021年度から2030年度までの10年間									
	前期				見直し	後期				

5 現状と課題

(1) 少子高齢化の進行

2025年の市の年齢3区分別人口については、年少人口(14歳以下)は、10,737人(11.5%)、生産年齢人口(15～64歳)は59,306人(63.5%)、高齢者人口(65歳以上)は23,371人(25.0%)であり、年少人口は減少傾向、高齢者人口は増加の傾向が続いており、人口が横ばいで推移する中においても、少子高齢化は確実に進行しています。

■神栖市の年齢3区分別人口の推移



(2) 地域社会の希薄化

近年、少子高齢化や核家族化などの家族形態の変容、個人の価値観やライフスタイルの多様化、新型コロナウイルス感染症への対策などで生じた学びの機会の減少などにより、地域社会のつながりの希薄化が進んでいます。

地域の持続的な発展を図るためには、住民が自ら地域の課題解決に向けた学習などを通し、地域への愛着を育み、地域づくりに主体的に取り組むことが求められています。



新規施策① 地域と共につくる学習活動

○施策の位置づけ：基本目標1 施策4

○目的：地域・学校・家庭が連携・協働することで地域社会の希薄化を防ぎ、地域全体で子どもたちの成長を支えていく学習環境づくりを図ります。

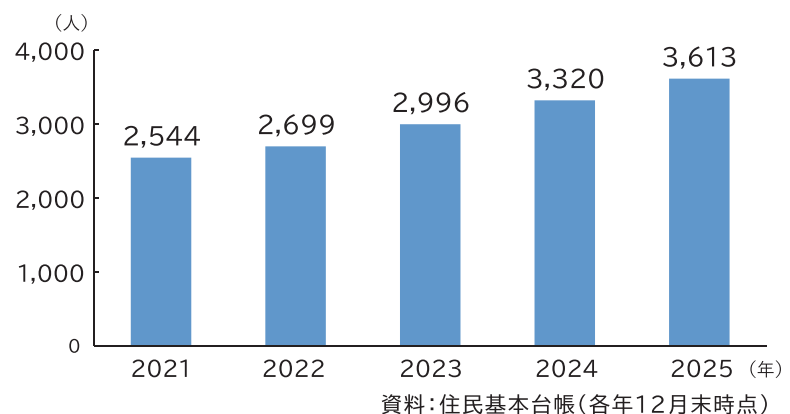
(3)グローバル化の進行

日本は、少子高齢化社会の進行により、日本人労働者の人材不足が深刻化しており、その解消策の一つとして、外国人材の雇用が年々拡大しています。

2019年4月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法」の一部を改正する法律が施行され、外国人労働者の受入れが拡大されるなど、今後も、国内で暮らす外国人が増加し、地域の一員として活動する機会も増えていくと考えられます。

本市においても、外国人住民数は年々増加しており、2024年には、3,000人以上が居住し、人口に占める割合も年々増加しています。そういった中で課題となってくるのは、コミュニケーションの問題です。外国人住民の日本語能力には個人差があり、言葉が通じないことで日常生活に支障をきたすことが考えられます。

■神栖市外国人住民数の推移



(4)障がい者の学習活動の支援

障がい者の学習活動の支援については、国の「第3期教育振興基本計画」で新たに「障害者の生涯学習の推進」が掲げられたことから、障がいのある人が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることが求められます。

「障害者基本法」第2条に規定された障害者の定義には、身体障害、知的障害、精神障害、その他の心身の機能の障害がある者と定義されており、それぞれ障がいについて特性も対応方法も異なります。障がいの特性に応じて、多様な学びの場をつくり、誰もが過ごしやすい生涯学習社会を目指していく必要があります。

本市では、2024年12月に「神栖市手話言語の普及に関する条例」が制定され、手話への理解の促進および普及を進めています。

今後も、障がいに関する理解を促進するとともに、共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、誰もが参加できる学習環境づくりを進めていくことが求められます。



新規施策② 共生社会に対応する学習環境の充実

○施策の位置づけ：基本目標2 施策3

○目的：障がいや言葉の壁などの有無にかかわらず、誰でも生涯学習の機会を得ることができるよう支援を行うことで共生社会に対応した学習環境の充実を図ります。

6 神栖市第2次生涯学習推進計画(前期計画)の評価

「神栖市第2次生涯学習推進計画」では、毎年所管課から報告の「生涯学習推進事業実績」により実施状況や実績を把握し、生涯学習の推進に取り組んでいます。

今回の後期見直しにあたり、前期計画を振り返ると、2021～2022年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、感染症対策の一環として、受講人数の制限や、活動自粛による講座の中止など生涯学習の推進が難しい状況がありました。

しかし、2023年度になると、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行されたことで、これまで制限されていた事業が通常どおり実施されるようになると、以降の事業の参加者数も、コロナ禍以前の状況に戻りつつあります。

このことを踏まえて、前期計画の評価は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた2021～2022年度を除き、コロナ禍前の状況に近い2023～2024年度の事業評価を元に評価を行いました。

(1) 事業評価区分

「神栖市第2次生涯学習推進計画」の前期計画の事業評価は、前年度の事業実績と比較し、次の表中の基準に沿って4段階に区分しております。

A	向上(前年度実績比 5%以上増)
B	維持(前年度実績比 増減5%未満)
C	低下(前年度実績比 5%以上減)
D	事業を中止・廃止

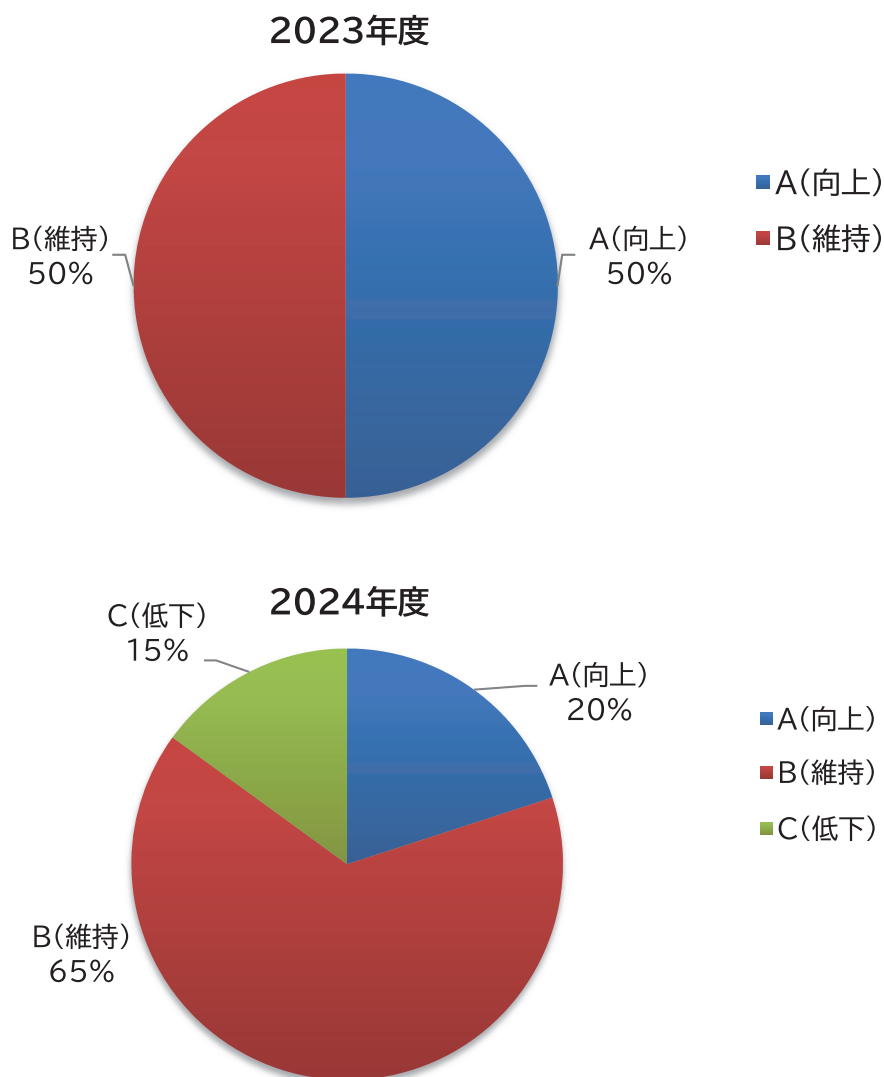
(2) 事業評価割合

計画の見直しにあたり、取組みの進捗状況を整理し、課題の把握を行いました。前期計画における基本目標及び施策ごとの2023～2024年度の事業評価割合は、次のとおりです。

【留意事項】

- ・複数の所管課が関係している事業は、所管課ごとの評価を集計しています。
- ・各数値は、小数点以下第一位を四捨五入して算出しています。

基本目標1 未来を担うひとづくり



※詳細の数値は、51ページの参考資料に掲載しております

■ 取組みの状況

基本目標1の事業評価は、2023年度は、A(向上)が50%、B(維持)が50%だったのに対して、2024年度は、A(向上)が20%、B(維持)が65%、C(低下)が15%となっています。

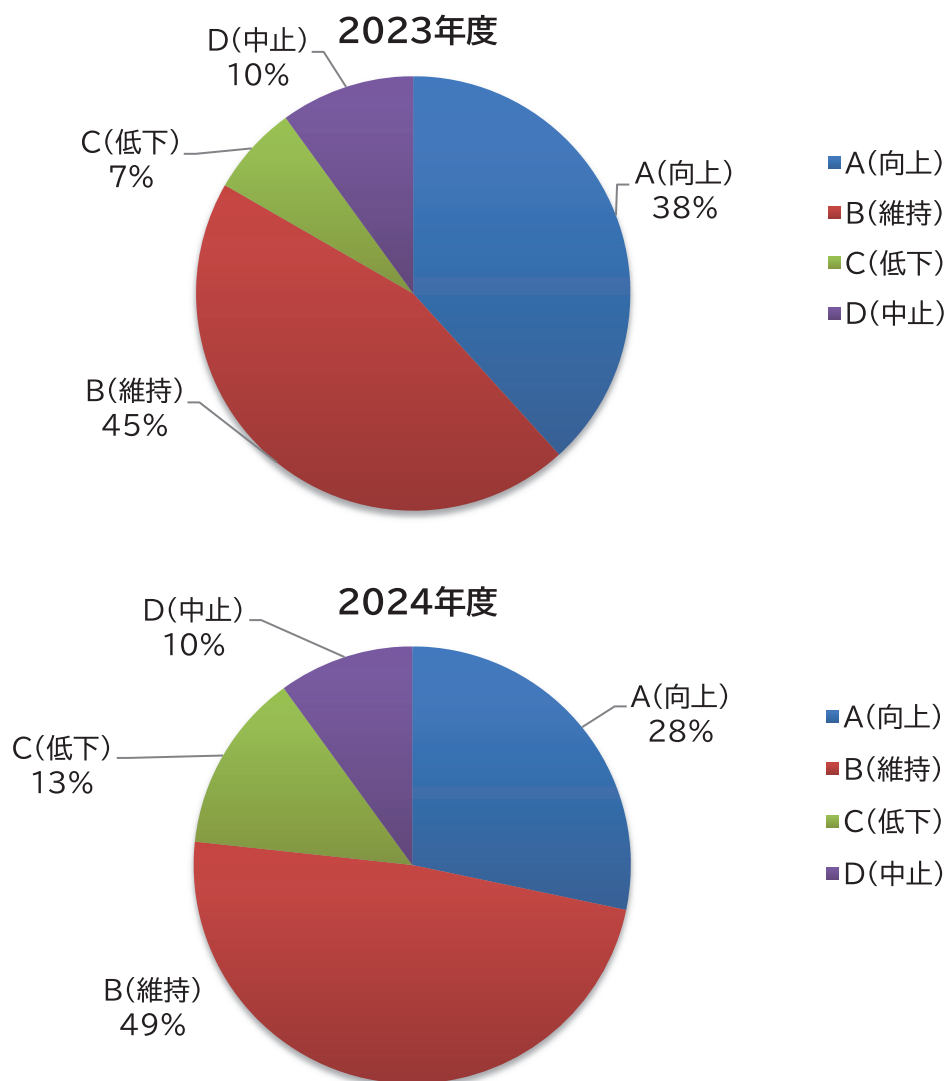
2023年度は、前年度が新型コロナウイルス感染症の影響で事業が低迷していたため、その反動でA(向上)が50%と高い割合を示しています。

2024年度は、2023年度の事業評価が良かったこともあり、その反動でC(低下)の割合が15%と高くなっています。

2023年度、2024年度ともに、維持以上の割合が80%以上となっており、概ね順調に事業を遂行できたと言えます。

今後も、未来を担うひとづくりのために、社会や地域と連携・協働した教育活動の充実に努めます。

基本目標2 学びを支える環境づくり



※詳細の数値は、51ページの参考資料に掲載しております

■ 取組みの状況

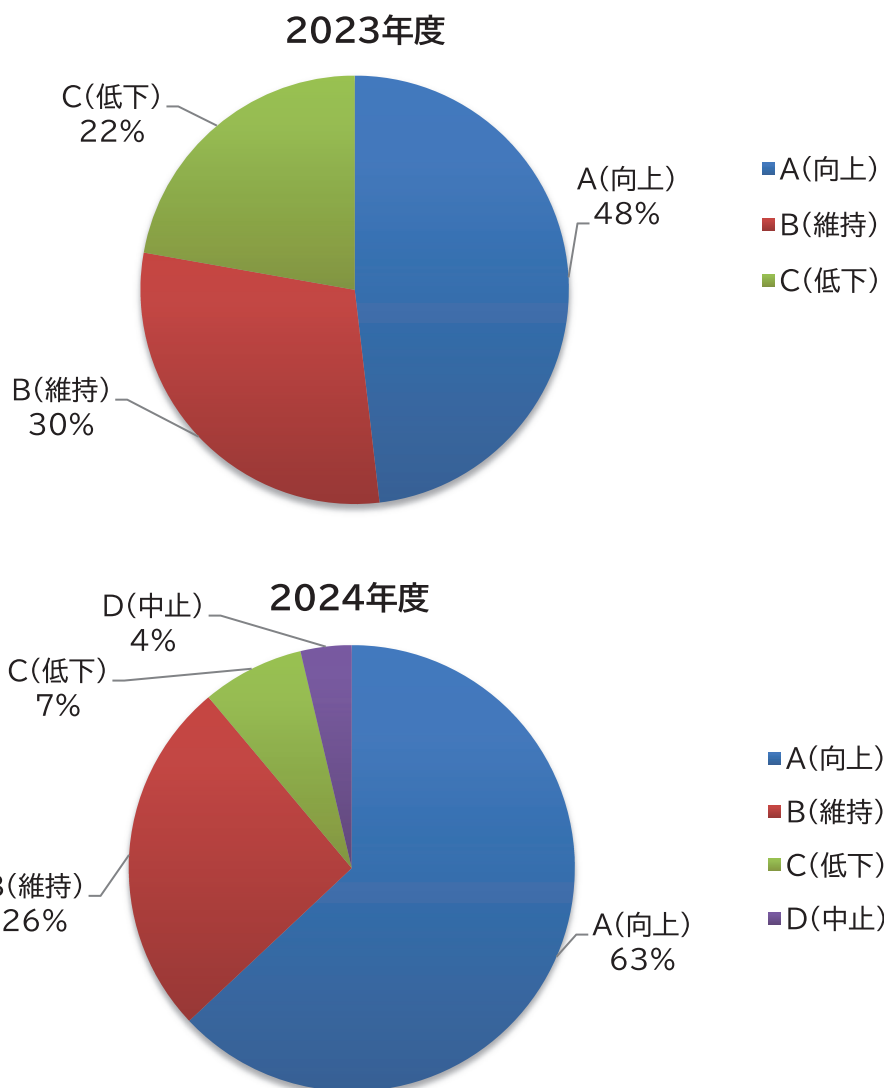
基本目標2の事業評価は、2023年度は、A(向上)が38%、B(維持)が45%、C(低下)が7%、D(中止)が10%だったのに対して、2024年度は、A(向上)が28%、B(維持)が49%、C(低下)が13%、D(中止)が10%となっています。

基本目標1と同様、2023年度は、前年度が新型コロナウイルス感染症の影響で事業が実施できなかったため、その反動でA(向上)の割合が高くなっています。

2024年度では、維持以上の割合が8割近くと概ね順調に事業を遂行できたと言えます。

今後も、多様化する市民の学習ニーズに応えるため、生涯学習の推進ならびに学びを支える環境づくりに努めます。

基本目標3 学びでつながる仲間づくり



※詳細の数値は、52ページの参考資料に掲載しております

■ 取組みの状況

基本目標3の事業評価は、2023年度は、A(向上)が48%、B(維持)が30%、C(低下)が22%だったのに対して、2024年度は、A(向上)が63%、B(維持)が26%、C(低下)が7%、D(中止)が4%となっています。

2024年度は、2023年度と比較すると A(向上)の15%割合が高くなっており、また C(低下)の割合も15%低くなり、実績が向上しています。

維持以上の割合は9割近くとなっており、順調に事業を遂行できたと言えます。今後も、人とのつながりを育む場の提供や学びによる仲間づくりの機会を提供できるように努めます。